

令和5年8月25日発行の審決公報掲載中の注目審決

審判番号	商標	類	結論	適用条文
(1)無効 2022-890033号	龍馬	29類 30類	無効	商標法4条1項7号(公序良俗違反)
<p>* <審決要旨> 坂本龍馬は、周知・著名な歴史上の人物であって、本件商標の登録査定前より、高知県民のみならず、広く国民に敬愛されており、「坂本龍馬」及び「龍馬」の名称が、観光振興や地域興し等に広く活用され、土産物なども多数製造、販売されている。そうすると、本件商標を特定の者に商標権として登録を認め、これをその指定商品に使用することは、我が国において周知・著名な坂本龍馬の名声に便乗し、一私人にその指定商品についての使用の独占をもたらすことになり、<u>同人名声、名譽を傷つけるおそれがあるばかりでなく、同人名声、功績をたえ顕彰し、これを維持、管理する地方公共団体等の各種施策を阻害するおそれがあるから、社会公共の利益に反するものといわざるを得ない。</u> したがって、本件商標は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当し、同法第46条第1項第1号に基づき、その登録を無効とすべきものである。(被請求人の反論はありません。)</p>				
審判番号	商標	類	結論	適用条文
(2)不服 2022-004856号	サツ	1類 3類 5類	拒絶	商標法3条1項6号
<p>* <審決要旨> 本願商標「サツ」の文字は、「動作がすばやく行われるさま。物事が急に变化するさま。」を意味する語である「さつ(蠅と)」の「さつ(蠅)」を片仮名で表示したものと容易に認識できるものである。 そして、請求人以外の者が取り扱う「殺菌剤」、「除菌剤」、「抗菌剤」及び「消毒剤」等の「衛生商品」の宣伝広告や商品紹介の際に、「物事が急に变化するさま。」すなわち「菌や毒等を短時間に除去するさま」、あるいは、「動作がすばやく行われるさま。」すなわち「人のすばやい動作により菌や毒等を短時間に除去するさま」を表現する語として、「サツ」の文字が、使用されていることが確認できる。 <u>そうすると、本願商標は、「菌や毒等を短時間に除去するさま」というような衛生商品の品質や特徴等を端的に、かつ、簡潔に表した宣伝広告や商品紹介の一類型であると認識させるから、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標というのが相当である。</u> したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。</p>				
審判番号	商標	類	結論	引用商標 及び適用条文
(3)不服 2022-010551号	焼肉じゃけえ	43類	拒絶	引用商標「じゃけえ」 商標法4条1項11号
<p>* <審決要旨> 本願商標から「焼肉だから」の意味合いとなるものの、「だから」の語は、接続詞として、「焼肉」の文字と「じゃけえ」の文字の観念的な繋がりは、強いものとはいえない。そうすると、本願商標を構成する「焼肉」の文字は、出所識別標識としての称呼及び観念が生じず、「じゃけえ」の文字は、役務の出所識別標識としての機能が強いものであり、「焼肉」の文字と「じゃけえ」の文字の観念的な繋がりの強いものとはいえないから、本願商標の構成中、「じゃけえ」の文字部分が、<u>独立して出所識別標識として強く支配的な印象を与える要部であるとみるのが相当である。</u> したがって、第43類「焼肉を主とする飲食物の提供」との関係において、その要部に応じて、「ジャケエ」の称呼及び「だから」の観念が生じるものである。 他方、引用商標「じゃけえ」は、広島弁で「だから」の意味を有するものであるから、当該文字からは、「ジャケエ」の称呼及び「だから」の観念が生じる。 そうすると、本願商標の要部と引用商標とは、外観において類似し、称呼及び観念を共通にするものであるから、これを同一又は類似の役務に使用した場合、役務の出所につき混同を生じるおそれのある類似の商標と判断するのが相当であり、商標法4条1項11号に該当する。</p>				